

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う電気事業法施行規則の改正について

平成 15 年 9 月  
原子力安全・保安院  
電 力 安 全 課

## 1．改正の経緯

- ・行政改革大綱が平成 12 年 12 月に閣議決定され、それに基づき公益法人に対する行政の関与の在り方が厳しく見直された結果、平成 14 年 3 月に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が閣議決定された。
- ・この中で、法律に基づき公益法人が国から委託・推薦等を受けて行っている検査・検定等の制度については、「法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関により実施する制度（登録制度）へ移行する」とされた。
- ・本閣議決定を受け、経済産業省においては、消費生活用製品安全法等の経済産業省関係法律について、登録制度への移行等の所要の変更を行うこととし、平成 15 年 6 月 11 日、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（以下「公益法人改革関連一括法」という）が公布された。

## 2．今回改正の概要

- ・電気事業法においては、公益法人等が国から委託・推薦等を受けて行っている検査・検定等の制度として「安全管理審査」及び「一般用電気工作物の調査」がある。
- (1) 「安全管理審査」制度とは、近年の技術進歩や設置者による自主的な保安確保のための取組の浸透等を背景として、国が直接電気工作物の技術基準適合性等を検査するのではなく、設置者による自主検査の実施体制を審査することにより、設置者の自己責任の下での保安確保のための取組を促すものである。その具体的手順は以下のとおりである。

設置者（電力会社等）は、法律に基づく自主検査を行い技術基準適合性等を確認し、その検査記録を保存する。

設置者は、で行った自主検査の実施体制（組織、検査方法、工程管理等）について、国又は指定安全管理審査機関の審査を受ける。

国は、の審査結果に基づき設置者の自主検査体制を評定する（その評定が優良であれば安全管理審査の頻度を軽減するインセンティブを付与する）。

指定安全管理審査機関は現在 6 機関（公益法人 1、民間法人 5）指定されている。

- (2) 「一般用電気工作物の調査」制度は、電気供給者が、その供給する電気を使用する一般用電気工作物の技術基準適合性を調査するものである。電気供給者は、指定調査機関に上記調査業務を委託することができる。

指定調査機関は現在 61 機関（公益法人 10、民間法人 51）指定されている。

- ・これら 2 つの制度に関し、今般の法令改正に伴い、一定の要件を満たす者について、国は登録をしなければならない。登録の申請及び業務規程の届出が 10 月 1 日から施行されるため、それらに関連する登録申請に必要な書類及び手続き等について定める。
- ・なお、公益法人改革関連一括法の本施行は、平成 16 年 3 月 1 日である。

### 3．主な改正点

#### (1) 申請書類における財務諸表等の削除

旧施行規則（第 108 条、第 127 条）においては、指定の基準として経理的基礎を要件としており、指定の申請時に財産目録、貸借対照表等の財務諸表を添付書類として求めていたが、新法においては登録の基準から経理的基礎が削除される一方、登録機関に財務諸表等の備え付けが義務付けられ、被検査者が経理的基礎を判断することとなるため、登録の際の国への申請書類から削除。

#### (2) 安全管理審査委員の条件の削除

登録の条件として法で明示することとしたため、旧施行規則の該当条文（109 条）を削除。

#### (3) 安全管理審査の方法（第 110 条）の規定

安全管理審査の手順を具体的に規定。

#### (4) その他

指定から登録に変更されることに伴い、必要な名称や様式等の変更を行う。

### 4．公布・施行日

- ・本規則の公布は平成 15 年 9 月 30 日、施行は平成 16 年 3 月 1 日を予定している。

#### 【説明・処理意見】

- ・ 本件は、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を定めるものである。
- ・ 本年6月に「公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律」が公布されたことを受け、平成16年3月1日施行予定の電気事業法（以下「法」という）においては、従来国から審査を行った上で指定を受けていた「指定安全管理審査機関」及び「指定調査機関」が一定の条件を満たした上で国から登録を受ける「登録安全管理審査機関」及び「登録調査機関」となる。
- ・ これらの登録に必要な申請及び業務規程の届出については、法の本施行の事前に平成15年10月1日から行うことができる旨法の附則に規定されており、当該手続に必要な規定を今回定めたものである。